

い
つ
も、
あ
な
た
の
そ
ば
に。



社会福祉法人 美熊野福社会
障害児者相談センター
ゆず

一人ひとりの思いを大切に、 あなたらしく生きるための お手伝いをします。

相談支援 とは？

障害のある方やご家族等から、生活等に関してお困りのことなどをご相談いただき、よりよい地域生活を送るためにはどうしたらよいか一緒に考え、必要に応じて支援を行い、安心した地域生活が送れるようサポートしていきます。相談には、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持った専門の相談支援専門員が対応し、ご相談の内容は秘密厳守致します。

1. さまざまなご相談に応じます

3 障害（身体・知的・精神）のご相談に応じます。（発達障害や高次脳機能障害も含まれます。）仕事のこと、経済的なこと、将来のこと、福祉制度やサービスのことなど、普段の生活の中での不安や悩み、困っていることのご相談に応じます。また、どこに相談したら良いか分からないといったご相談でも構いません。

- ・福祉サービスって分かりづらい！
- ・何が使えるの？
- ・どうしたらいいか悩んでいる。
- ・卒業後、どのような行き場がありますか？
- ・自立ってどういうこと？どうしたらできる？
- ・暴力を受けて困っている。
- ・電車やバスに一人で乗りたい！付き添いをしてほしい！
- ・障害のある子どもがいるが、親が高齢になって心配。
- ・いろんな活動をしている場所がないかな？ etc…

2. 居住サポート事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害のある方、または精神障害のある方（グループホームを利用している方を除きます。）に対し、入居に必要な調整等を行い、次の業務を行います。

- ・不動産業者に対する物件あっせん依頼と家主等との入居手続きに関する業務
- ・利用者の生活上の課題に対し緊急に対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡・調整に関わる業務。

3. 意思疎通支援事業

聴覚障害等により意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者の派遣を行います。

事業内容

利用あんない

●建物内には個別の相談室が2部屋と、会議室・療育室を兼ねた部屋を用意しております。障害をお持ちの方々、関係者の方々、どうぞお気軽にお立ち寄りください。

相談の流れ



対象

在宅で生活されている知的障害児者・重症心身障害児者・身体障害児者・精神障害者・言語聴覚障害児者及びそのご家族、関係者の方です。

対象地域

新宮市・那智勝浦町・太地町・古座川町・串本町・北山村の1市4町1村にお住まいの方です。

費用

無料です。

◎対象地域



相談の手続きと流れ

電話、FAX、E-mail等で相談の受付を行います。または、直接“障害児者相談センター ゆず”に来ていただきます。

1. 受付を行います。(電話、FAX、E-mail等)
↓
2. 希望にあわせ面接日時の設定を行います。
↓
3. 面接を行い、相談の内容を聞き取ります。こちらまで来られない方については訪問させていただきます。

相談受付時間

[電話・来所相談時間]

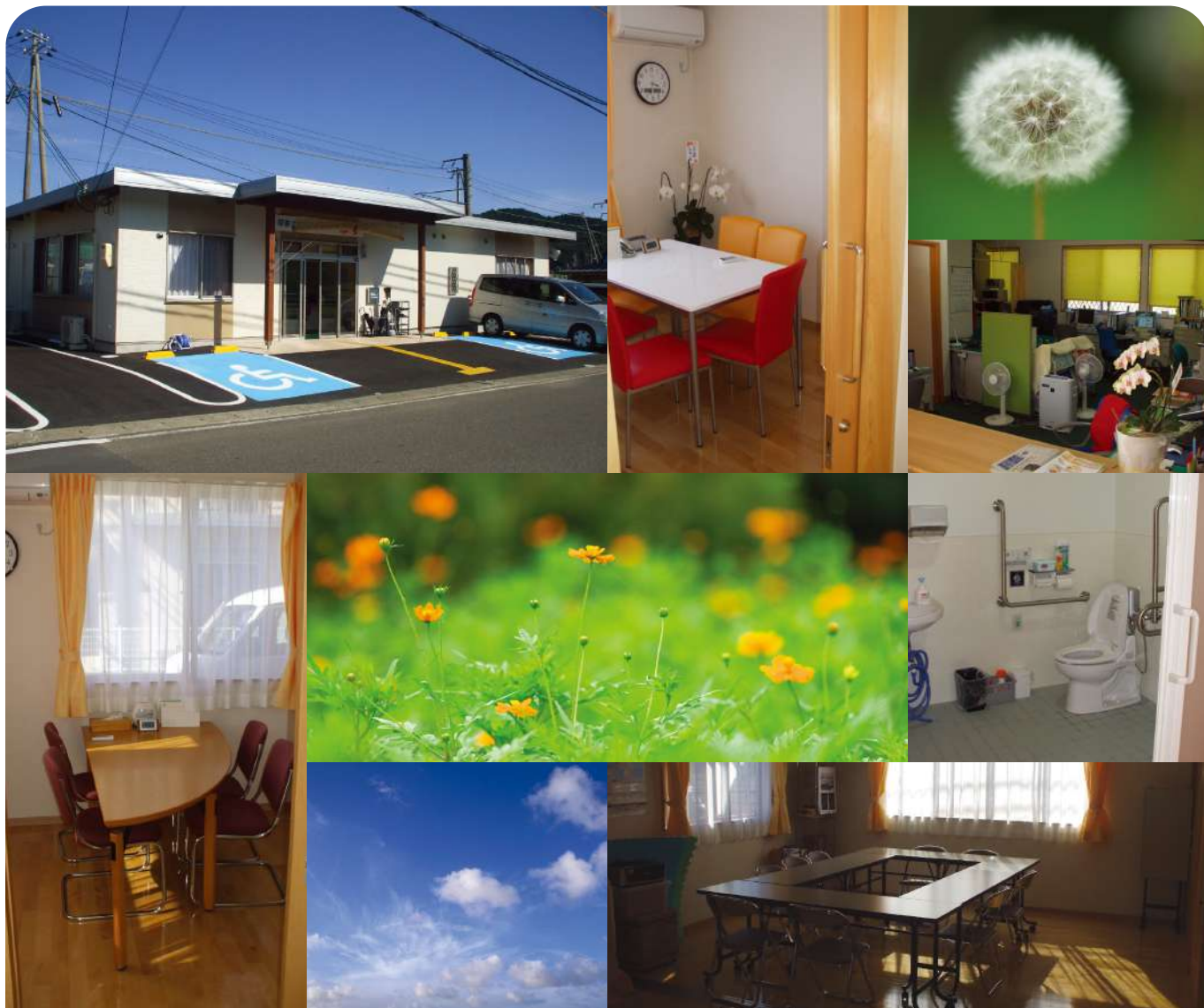
- 月～金 / 8:45～17:30
- 土・日・祝 / お休みです。

*但し、土・日・祝をご希望の方は前もってご相談ください。

*訪問相談をご希望の方は、日程調整のうえ訪問させていただきます。

電話・FAX
E-mail

TEL.0735-31-8370 FAX.0735-31-8371
E-mail soudan-1@fm.rifnet.or.jp



国道42号からお越しの方は、JR踏切を渡ってすぐ左折してください。
建物の前の「ゆず」の黄色い看板が目印です。

まずは
お電話
ください。

TEL.0735-31-8370

社会福祉法人 美熊野福祉会
障害児者相談センター ゆず

〒647-0071 和歌山県新宮市佐野3丁目12-26 TEL.0735-31-8370 FAX.0735-31-8371

©オフィシャル・サイト <http://mikumano-fukushikai.or.jp/yuzu/>